

## 「医療費通知書」及び「ジェネリック差額通知書」の送付について

みだしの各種通知書をお勤め先へ送付しましたので、以下ご参照いただき確認してください。

1. 「医療費通知書」・・・これまでの受診状況を振り返り、今後のより適正な受診にご協力をお願いします。

・ 対象月：令和2年7月診療分から令和2年12月診療分まで

（柔整・鍼灸は令和2年6月診療分から令和2年11月診療分まで）

※ 医療機関等からの請求が遅くなっている場合等は通知書に記載されていない場合があります。

2. 「ジェネリック差額通知書」・・・ジェネリック医薬品へ切り替えることで、医療費（調剤費）の削減が可能となりますので、ご協力をお願いします。

・ 対象月：令和2年10月から令和2年12月まで

慢性疾患のため処方された医薬品をジェネリックのものに切り替えた場合、軽減可能額が最も大きくなる月の内容を記載しています。

ご不明な点等がございましたら、以下までご連絡をお願いします。

和歌山県市町村職員共済組合 保険課 電話 073-431-0152